

# 暮らしやすい地域づくりのために 自治会加入・設立にご理解を！

## 【地域での支え合いが大切】

自治会活動の目的は、地区内の住民が親睦を深めながら地域の輪を広げ、生活に関わる問題に協働で取り組みながら解決し、住みよい地域をつくることにあります。

地域の暮らしを支え合うため、自治会に加入しましょう。

(※自治会への加入は、同時に、その地域を管轄する区へも加入することになります。)

### 主な自治会活動

- 見守り・支え合い 子どもやお年寄り、地域全体をみんなで見守りましょう。
- 地域活動への参加 レクリエーション、子ども会活動、親睦行事やイベントへの参加
- 自主的活動 防犯灯・ごみ集積所の管理、集会施設の維持・管理、資源ごみの回収促進 など
- 防犯対策・防災活動 事故・犯罪から地域を守りましょう。  
地域内の安全点検、避難先の確認、被災時の『共助』活動
- 行政との連携 町からの情報提供（広報紙、議会だより、刊行物、お知らせ回覧ほか）→自治会長宅へ配達（月初め、月半ばの2回程度）  
環境美化活動（年2回）、地域内住民の意見調整、  
町・町社会福祉協議会をとおしてお願いしている各種募金活動、行政（町）への提言 など

## 【町、町社会福祉協議会から 事業・組織活動に対する募金、資金等の協力について】

事業名	事業内容	依頼時期	目標金額
日本赤十字社の活動資金の協力 (担当課局：健康福祉課)	赤十字活動の資金協力 (災害救援物資の配布、救急法講習会の開催、献血事業、海外の支援活動ほか)	5月	1世帯 500円 ※個人の自由意志
町社会福祉協議会の会費納入	町社会福祉協議会一般会費 (町の子育て世代、高齢者・介護支援事業への充当ほか)	6月	年間1口 500円 ※個人の自由意志
赤い羽根共同募金運動 (町社会福祉協議会)	住民相互の助け合い、地域福祉の推進 ・赤い羽根募金…新入学準備金(低所得者世帯)、福祉教育の推進、防災活動事業ほか ・歳末たすけあい募金…非課税世帯の一人暮らし高齢者、重度心身障害者(児)世帯、母子父子世帯の支援など	10月 (10月から全国一斉)  活動期間： 10月1日～ 12月31日	1世帯 1,000円 ※個人の自由意志  (内訳：赤い羽根募金 1世帯 600円、 歳末たすけあい募金 1世帯 400円)

## 【自治会組織の運営】

- 自治会は、会員の合意により任意に組織された団体です。会員が自主的に活動するためには、会員相互の合意によるきまり（規約・会則など）が必要です。組織の円滑な運営のため、地域や組織の実情にあったきまりを検討してください。
- 自治会の運営にあたり、会員相互の協力とともに会の皆さんを取りまとめる「自治会長」をはじめとした役員は重要な存在です。輪番制など交替で担うことが多いようです。（役員の例：自治会長、副会長、班長、書記、会計、監事、その他の実情に応じた役員）  
また、必要な活動を確実にを行うために、総会などで話し合い、年度の活動計画、事業費用の積算など、年間活動の見込みを立てています。
- 自治会の活動のために必要な資金は、会員から集めた会費や行政からの運営交付金等が主なものになります。管理のきまりを定め、適切に管理していくことが大切です。  
年度の切り替え時には、事業報告や決算書の作成により、1年間の収支を明らかにしておきましょう。また、所有している物品（財産）なども明確にしておきましょう。

## 【自治会運営のために、町から交付される自治会運営資金と自治会長への報償金】

自治振興交付金 (自治会活動推進のため、自治会に入る交付金)	〔均等割〕 3,000 円 〔戸数割〕 2,000 円以内×自治会戸数
自治会長報償金 (自治会運営の取りまとめに対する自治会長個人への報償金)	予算の範囲内で、平等割と戸数割を算定して交付します。 〔平等割〕 自治会長 10,000 円 〔戸数割〕 (予算の範囲内-平等割総額)÷町の自治会加入戸数 ＝戸数割 ※10 円未満切り捨て

注1) 年度途中の設立・解散、自治会長の変更の場合は月割計算となります。

注2) 自治振興交付金については、自治会指定の金融機関口座に振り込みます。

注3) 自治会長報償金については、自治会長個人の指定金融機関の口座に振り込みます。

## 【自治会の通帳作成・指定金融機関の口座開設】

金融機関により、申込み時の必要書類や確認書類が異なりますので、口座開設を希望する金融機関等にお問い合わせください。（一般的に、口座開設の申込書、自治会の規約・会則、口座登録印章、代表者名及び代表者本人が確認できるもの等が必要になります。）

## 【ごみ集積所の指定やごみ集塵箱の設置】

管理者を設定のうえで申請していただく必要があります。また、設置面積の確保、収集・運搬車両の通行が必要となるため、一定の要件もあります。

〔参考〕 燃えるごみ・燃えないごみの集積所の指定      利用世帯が5世帯以上  
資源物等の集積所の指定                                      利用世帯が30世帯以上

問合せ 町民課 (TEL 029-288-3111 内線113)

### 資源ごみの回収について

リサイクル意識の醸成と資源の有効活用のため、定期的にペットボトル（毎月）、紙類（新聞、雑誌、段ボール：年4回）の資源回収を実施しています。回収拠点が限られていますので、地区内でご確認ください。

紙類については、町から、回収量に応じた奨励金が支払われます。

### 町の環境美化クリーン作戦の実施について

春（5月下旬）と秋（10月下旬）の2回、町内一斉に空き缶・空きびん、散乱ごみなどの回収・清掃作業を実施しています。ご協力をお願いします。

### 【自治会活動に関連する主な問合せ先】

※地区内の設備等に関する新設要望などでも、より広い範囲に関連・影響を及ぼすものについては、自治会を管轄する区（長）を通じてお問い合わせをいただくものもあります。

城里町役場 TEL029-288-3111（代表）

内 容	問合せ先
自治会全般に関すること ・自治会戸数、自治会長の変更 ・自治会配布文書の過不足など ・自治会運営にかかる交付金	総務課 庶務グループ // //
広報紙、お知らせ版に関すること ・「広報しろさと」の取材や記事の内容について	まちづくり戦略課 秘書・広報広聴グループ
生活環境に関すること ・ごみの出し方、収集について ・ごみの減量・リサイクルについて ・資源ごみの回収について ・道路や側溝の修繕について ※区長 ・水道料金・下水道料金について ・下水道について（浄化槽含む）	環境センター（TEL288-5525） 町民課 環境衛生グループ // 都市建設課 維持グループ 上下水道お客様センター 下水道 公共下水道グループ
防犯・交通安全に関すること ・防犯灯の設置について ※区長 ・カーブミラー等について ※区長	町民課 交通防犯グループ //
防災に関すること ・自主防災組織についての相談 ※区長 ・地区防災計画に関すること	総務課 消防・防災グループ //
福祉に関すること ・民生委員・児童委員について ・生活保護に関する相談について ・児童相談や児童虐待について ・高齢者の相談や介護予防について	健康福祉課 福祉グループ // 健康福祉課 こども子育て支援 G 長寿応援課・地域包括支援センター

町の指定避難所一覧

●城里町大字石塚

コミュニティセンター城里	石塚1428-1
常北保健福祉センター	石塚1428-1
石塚小学校	石塚2497

●城里町大字上入野

旧小松小学校	上入野2910
--------	---------

●城里町大字上青山・大字下青山・大字春園

常北小学校	上青山410、411
常北公民館	下青山1-1
常北中学校	下青山10
水戸桜ノ牧高等学校常北校	春園1634

●城里町大字下古内

旧古内小学校	下古内405
健康増進施設「ホロルの湯」	下古内1829-3

●城里町大字上坏

旧坏小学校	上坏624
ケアステーション城里 地域交流館桂	上坏624-1

●城里町大字孫根

桂小学校	孫根291
岩船地区分館	孫根355-1

●城里町大字阿波山

桂公民館	阿波山167
桂中学校	阿波山799

●城里町大字下阿野沢

沢山小学校	下阿野沢156
-------	---------

●城里町大字徳蔵

旧七会公民館	徳蔵357-3
七会体育館	徳蔵891-1

●城里町大字小勝

七会保健福祉センター	小勝1400
七会町民センター	小勝2268-3

●城里町大字塩子

塩子生活改善センター	塩子1968-1
花山体育館	塩子2622

●城里町大字下赤沢・大字上赤沢

下赤沢集落センター	下赤沢700-1
上赤沢農村集落センター	上赤沢155-3

●城里町大字真端・大字大網

真端農村集落センター	真端367
大網農村集落センター	大網454-2、455